

## 2 いじめ防止基本方針

### 平成30年度 高岡市立太田小学校いじめ防止基本方針

#### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるだけでなく、人命にもかかわる重大な問題です。

いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他、児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう、教職員の合意形成に基づく指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携していじめの防止等に取り組めます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

#### 2 いじめの防止等の対策

##### (1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという意識をもち、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

##### ①児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行い、学校いじめ防止基本方針について共通理解し、全教職員が一致したぶれない指導を行います。
- ・「いじめを生まないための『教師の“気付き”のポイント』」、「生徒指導の機能を生かした授業づくり例」を活用し、教師自身が人権に関する感覚を磨き、児童に対する言葉遣いや対応への配慮を行います。
- ・全教職員であらゆる機会を捉えて、児童の実態や人間関係の変化の把握に努め、学級における居場所づくりや絆づくりに積極的に取り組みます。
- ・Q-U調査(学級診断尺度調査)を行い、望ましい学級集団づくりに役立てます。
- ・縦割り活動や異学年との交流活動を推進し、互いのよさを認め合い、助け合っていこうとする気持ちを高めます。
- ・人権週間の機会を利用し、本の読み聞かせや、校内放送を通して人権意識の啓発を行います。
- ・個に応じた指導やスモールステップでの指導により、分かる授業づくりに努めます。
- ・学び合いや相互評価を授業に取り入れ、自己有用感を感じられるようにします。

##### ②自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

###### ○「いのちの教育」の推進

- ・教育活動全体を通して、いのちがかげがえのないものであることを実感する学習を推進します。
- ・学級活動でソーシャルスキルトレーニングを実施し、人とのよい接し方を学ぶ機会を設けます。
- ・道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。
- ・全校で生き物を育てたり、花壇や学級園で植物を育てたりして、いのちを感じる体験を大切にします。

###### ○児童が主体となる取組の充実

- ・児童会によるあいさつ運動等の人間関係の基本を身に付ける活動を推進します。
- ・「あったか言葉」(感謝、励まし、称賛等)が広がる活動に取り組みます。
- ・集会や行事で児童会が中心となって活動できるようにし、感想発表などを通してがんばりを認め広めます。

##### ③家庭や地域との連携

- ・地域の方や自然と触れ合う体験活動を充実させ、地域ぐるみで児童を育てる環境づくりを進めます。
- ・PTAや校区の中学校や高校と連携したあいさつ運動を行い、いろいろな人との心の触れ合いのよさを感じられるようにします。
- ・「すてきッズカード」を活用し、あいさつの励行や早寝・早起き・朝ご飯の習慣化など、家庭と連携して健全な生活を送るようにします。
- ・情報モラルに関する授業の実施や保護者へのネットトラブルの注意喚起をするなど、ネットいじめを未然に防止します。

##### (2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からチームを組んで的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

##### ①日常的な観察

- ・すべての教職員で児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、職員室での会話や「情報交換会」において気付いたことを共有します。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ、児童が安心感をもつことができるようにするとともに、問題の有無を確かめます。

## ②アンケート調査

- ・「太田っ子学校生活アンケート」を毎学期末に行い、学校生活を振り返らせて児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指します。

## ③教育相談

- ・面接や日記等で児童から情報を収集し、教職員間で情報を共有し、管理職への報告、連絡、相談に努めます。
- ・「太田っ子学校生活アンケート」の結果をもとに、全員面接を行います。(毎学期1回)
- ・精神的に不安定であったり、言動に変化が見られたりする場合には、面接を行い、早急に対応します。

## (3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ防止対策委員会において組織的な対応を行います。

また、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携して対応します。

### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

### ②いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

### ③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

### ⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとります。

## (4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが替わっていじめが続いたりすることを防ぎ、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

### ①児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。

### ②再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

## 3 いじめ防止対策委員会

### (1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭、関係職員等
- ※必要に応じて、関係機関や関係諸団体の代表者等を追加します

### (2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発(校内研修等)
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

## 4 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント(学校用)」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ防止対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを

行います。

#### 4 年間計画

月	取組	月	取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止基本方針の公開 (HP)</li> <li>学校いじめ防止基本方針の確認 (教員)</li> <li>保護者へのいじめ防止の取組の周知 (PTA総会・学年懇談会)</li> <li>いじめに関する校内研修</li> <li>子供の様子の聞き取り (家庭訪問)</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権標語作成</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>すてきッズ週間</li> <li>あいさつ運動</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>すてきッズ週間</li> <li>全校集会 (ありがとう集会)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中さわやかあいさつ運動</li> <li>言葉遣い (あったか言葉) の指導</li> <li>ソーシャルスキルトレーニングの実施</li> <li>高校生とのさわやかあいさつ運動</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権の放送、人権に関する本の読み聞かせ、人権標語発表</li> <li>太田っ子なかよしアンケート、全員面接</li> <li>冬休みに向けての地区別児童会</li> <li>「2学期がんばったこと」放送</li> <li>子供の様子の聞き取り (保護者会)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>すてきッズ週間</li> <li>太田っ子学校生活アンケート、全員面接</li> <li>夏休みに向けての地区別児童会</li> <li>「1学期がんばったこと」放送</li> <li>子どもの様子の聞き取り (保護者会)</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルスキルトレーニングの実施</li> <li>あいさつ運動</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関する校内研修</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに対する取り組みの振り返り</li> <li>すてきッズ週間</li> <li>学校いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットモラルに関する指導</li> <li>すてきッズ週間</li> <li>あいさつ運動</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>太田っ子なかよしアンケート、全員面接</li> <li>全校集会 (卒業を祝う会)</li> <li>「3学期がんばったこと」放送</li> <li>春休みに向けての地区別児童会</li> </ul>

#### 5 評価と改善

- 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。
- 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント (学校用)」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- 本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。